

「第2次地域福祉計画」に基づく取り組み

資料 1

施策1：住民主体の校区中心組織づくりと担い手養成

小施策	担当課	項目	取り組み内容（事業概要）	課題（行うべきこと）	今後の方針（当面行うこと）
1 校区住民組織の活動支援、しくみづくり	福祉課	せいか地域福祉ドットコム	各中学校区に分かれて見守り、生活支援、居場所づくり、環境美化活動等の事業を展開している。	3校区とも、メンバーが高齢化し、新たに若年層を地域福祉活動の担い手として養成する必要がある。	ドットコムの周知啓発を行い、どのような活動を行っているかを地域住民に知ってもらおう。
		高齢者ふれあいサロン	地域のボランティア組織の参加、協力のもと地区集会所等を活用し、家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、通所により各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図るとともに、高齢者の生きがいと社会参加の促進を図ることを目的とする。	サロンの担い手が高齢化しており、若年層の担い手が必要となっている。	運動指導などの講師をサロンへ派遣する形で、運営の側面的支援を行う。
		老人クラブ	自治会ごとに組織され、高齢者の生きがい、健康、仲間づくりを目的にスポーツ、社会奉仕、世代間交流など様々な取り組みが行われている。	高齢者は増加しているが、クラブ加入対象者の生活は多様化しており、会員の減少や高齢化が進んでいる。	魅力ある老人クラブにしてもらうため、新たな活動内容の紹介など側面的な支援を行う。
	総務課	自治会	（自治会運営助成） 自治会活動に対して運営助成金を交付。 （自治会連合会活動助成） 自治会連合会の活動に対して助成金を交付。	・超高齢化社会を見据えて、今後自治会でどのような活動をおこなっていくのかを模索する必要がある。 ・災害時の自治会としての取り組みについて、自主防災会等とも調整して検討する必要がある。	全自治会が加入する自治会連合会の場で、左記の課題について協議し、学ぶ機会を設けていく。
	社会福祉協議会	小地域福祉委員会	自治会単位の小地い福祉委員会は、現在20自治会がモデル地区として活動されています。住み慣れた地域で安心して暮らすための地域の中での助けあい支えあい活動です。	見守り活動を中心に活動されているところが大半ですが、イベント型の活動が中心となっている地域や引継ぎがスムーズにできていない地域もあるため活動内容に地域差が生じています。	小学校区圏域の校区連絡会を設置し、小地域福祉委員会同士の連携強化と活動の充実を旨とします。また、小地域福祉委員会未実施の自治会へ地域課題を解決するための新たな支えあいの仕組みが生まれるよう働きかけます。
2 地域福祉活動の担い手の養成、確保	企画調整課	せいかまちづくり塾	既存の公共的活動団体等との協働により、まちづくりの担い手となる人材の育成を図るため、座学やフィールドワーク、ワークショップ研修などを実施する「せいかまちづくり塾」を開催。	既存の公共的活動団体の継続性を確保するとともに、新たな活動の転嫁を図る必要がある。引き続き、まちづくり塾の趣旨啓発及び参加者募集に向けた周知と内容の充実に努める必要がある。	過去の公共人材育成の事業や先進事例等を参考にしつつ、「せいかまちづくり塾」の内容充実をはじめとした事業展開を図る。
	危機管理室	木津防犯推進委員協議会	夜間巡回パトロールの実施、防犯啓発活動の実施	(空白)	定期的な活動。
	情報政策室	せいか地域ITサポーター	毎週水曜開催のパソコン基礎相談や、各種町事業のサブ講師、撮影・編集等	現状はパソコンやICTの操作指導に限定しており、広い意味での地域福祉活動へ参画できていない。	ハンディキャップのある人々への周知を広めていく。
	生涯学習課	精華まなび体験教室	子どもたちの安全・安心な居場所を確保し、文化活動やスポーツ活動などを地域の方々の協力を得て実施することにより、地域社会の中で、子どもたちを心豊かで健やかに育てる環境づくりを推進するため、精華まなび体験教室を実施する。	ボランティアの高齢化、固定化。 教室実施回数が少ないところがある。	ボランティアの拡大。 全小学校区で一定程度の教室実施をめざす。
		精華寿大学	町内在住の高齢者が、心身ともに健やかで生きがいのある人生を送るために、食生活や歴史など、幅広い教養講座の学習機会を提供する。	大学で得た知識や技能を地域社会で生かすネットワークづくり。	大学で得た知識や技能を地域社会で生かすネットワークづくりが構築できるよう関係部局と連携を図る。
	社会福祉協議会	災害ボランティア	精華町災害ボランティアセンターは、町内で大規模災害が発生した際に精華町災害ボランティアセンターの設置及び運営します。平時には研修、訓練を実施することで災害時における迅速かつ的確な対策が行えるようにすることを目的に運営します。	災害時に迅速な対応ができるよう他団体との連携が必要で	精華町災害ボランティアコーディネーターの平時における役割として児童等に対する防災教育を推進していきます。また、研修等を通して、災害ボランティアコーディネーターのスキルアップを図ります。

施策2：せいか地域包括ケア体制づくり

小施策	担当課	項目	取り組み内容（事業概要）	課題（行うべきこと）	今後の方針（当面行うこと）	
1	せいか地域包括ケアのしくみづくり	福祉課	地域包括支援センター	保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援を行う。 具体的な業務については、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント支援、総合相談支援、権利擁護支援等を実施。	複合的な問題を抱える事例が増加傾向にあり、センターだけで対応に当たることが困難な状況となっており、他の関係機関や地域住民を巻き込んで解決を図れるよう、地域のネットワークを構築する必要がある。	行政、社会福祉協議会、介護事業所、医療機関、地域住民等地域の各関係機関と普段から連携し、ネットワーク化を図る。
		人権啓発課	DV 被害者支援	DV 被害者相談・支援、DV 被害防止啓発（カード配架、パネル展示、街頭啓発、広報紙啓発記事掲載、町内医療機関にDV 防止啓発冊子の配布、成人式参加者に若者向け啓発冊子の配布、DVD 貸出等）。	相談・支援及び啓発の継続。	相談・支援及び啓発。
		人権擁護推進委員	国民の基本的な人権を守り、人権が大切なものであることを知ってもらうため、法務大臣から委嘱され活動する民間の方で、人権啓発や人権相談、人権侵害の被害者救済をされている。	活動の周知及び相談事業の啓発。	広報紙・ポスター等での周知・啓発。	
		精華町こころの相談室	臨床心理士や家庭支援専門相談員による相談対応（男女）。	悩みを抱えている方に相談にきていただくよう事業の周知・啓発。	チラシの配架、広報紙での紹介。	
		精華町人権啓発推進委員会	人権問題に関する住民の理解と人権尊重思想の普及及び高揚を目的に、精華町人権啓発推進委員会事業を実施。 ●精華町人権・男女共同参画講座 ●精華町人権展 ①子育て支援講演会②特設人権ふらざ ●精華町人権シネマサロン ●人権啓発新聞「jinken」発行	人権について認識と理解を深めてもらう貴重な機会として、参加しやすい環境づくりに努める。注目を集めるテーマ設定や効果的な事前周知等を進める必要がある。	啓発活動の実施にあたっては「人権」からのアプローチだけでなく、「子育て」など他のテーマとも関連付け幅広い層の参加が得られるよう工夫する。参加者へのアンケートによる住民ニーズ調査や他自治体の取組み等の情報を参考にすることで、より魅力的な啓発活動の展開を研究する。	
		学校教育課	スクールカウンセラー	学校における相談活動等。	児童・生徒、保護者並びに教員からの相談を受けるため、勤務時間の増加が望まれる。	スクールカウンセラーの勤務日及び勤務時間について柔軟に対応していく。
		健康推進課	母子健康包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたる相談窓口として、妊産婦の実情把握、妊娠・出産・育児に関する相談支援、情報提供、助言を行い、支援が必要な妊産婦には支援プランを策定。妊産婦をとりまく関係機関と連携しながら包括的に支援していく。	妊産婦等をとりまく各関係機関との連携を図り包括的な支援ができるよう、体制の構築を図る。	7月に開設したばかりの母子健康包括支援センターの周知を図り、安全・安心で健やかに出産、育児ができるよう、個々の状況に応じた支援プランを策定し支援を実施していく。
		子育て支援課	子育て支援センター	子育て家庭への支援活動の企画、調整、実施を専門に担当する職員を配置し、地域の子育て家庭の保護者や児童等を対象に、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、各種子育て支援事業の実施、地域の子育て支援サービスの情報提供により、総合的な子育て支援を行う。	子育て支援事業の周知を行い参加者層を広げ、子育ての孤立化を防ぐ。	・広報紙・町HP・ポスター等にて周知を行い、町内各所で事業を行い、親子で外出するきっかけづくりとする。 ・各機関との連携を図り、子育て支援サービスの情報把握に努め、子育て世帯へその情報の提供を行う。
社会福祉協議会	絆ネット	高齢、障がい、児童などの分野にこだわらず、深刻な生活課題をもった人たちが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、制度だけでは解決できない福祉課題・生活課題の問題に対し、地域住民とともに地域のニーズ発見、相談支援システムの構築を旨とします。	絆ネット構築支援事業について認知度が低いと、周知強化する必要があります。	各団体の相談支援員等の連携を強化するためのネットワーク研修会の開催。第1層協議体の準備会の開催。		

小施策	担当課	項目	取り組み内容（事業概要）	課題（行うべきこと）	今後の方針（当面行うこと）	
2	身近な相談拠点、情報発信	福祉課	民生児童委員	担当する地区において、住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすと共に、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認等を行っている。	地域では複合的な問題を抱える世帯が増えていることから、必要に応じて行政や関係機関へ繋げるため、相談窓口の周知や問題への気付きを高めることが必要となっている。また、家族や地域の絆が希薄化する中で、戸別訪問が行えず、問題を抱える世帯の発見が遅れてしまうといったおそれがある。民生委員の大半が高齢者であり、担い手の不足が顕著である。	地域が抱える問題について、各相談窓口の周知啓発を強化する。地域の総合相談窓口（絆ネットコーディネーター）についても周知を強化する。地域が抱える問題への気付きを高めるため、専門家等を交えた研修を行う。地域ケア会議などに民生委員の積極的な参加を呼びかけ、地域住民と繋がれるきっかけを作る。
		産業振興課	相楽消費生活センター	相楽消費生活センターを設置し、消費生活上の問題について常時相談できる環境を整備。	わずかではあるが相談件数が年々増加している。	被害防止に向け更なる啓発活動・消費者教育に努める。
3	権利擁護のしくみづくり	福祉課	市民後見人	平成24年度に成年後見制度を知っていただくと同時に、精華町における「市民後見人」を養成するために市民後見人養成研修を開催。	研修修了者のフォローアップや活動支援を行う事のできる機関が町内にはないことから、専門機関の設置も検討する必要がある。	研修修了者を対象にフォローアップ研修を実施。
		子育て支援課	要保護児童対策地域協議会	○地域協議会は、児童虐待等の「要保護児童等」の早期発見及び適切な保護や支援を図るために、保健機関、福祉機関、医療機関、教育機関等が連携して、要保護児童及びその保護者に関わる情報及び認識を共有し、支援の内容を協議するためのネットワークである。 ○協議会は、代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議の3部で構成。 ○児童福祉法第25条の2第2項において、①要保護児童（保護者のいない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及び保護者）②要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者）③特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）。	○本町における児童に関する相談対応件数は年間総数98件（平成29年度）。内「児童虐待」に関する通告件数は52件。29年度中に「要保護児童台帳に登録された児童数」は延べ104人。いずれも、年々増加傾向。  以下、要対協の課題（行うべきこと） ①子どもと家庭への支援を行うため、多機関が有機的に協働・連携を進めるための「調整機能」を高めることが、要対協に求められている。 ②全国的には、児童虐待による死亡事例数は減少しない状況が続いている。児童虐待は様々な要因が重なり合い、急激に悪化するリスクを常にはらんでいる。	①要対協の調整機関としての質を上げるための取組み。（具体的には、調整担当者の研修参加、地域の他機関との連携を積極的に図り、関係機関との信頼関係の構築を図る等） ②要保護児童台帳に登録されている児童のリスクアセスメント（ツールを用いて）を少なくとも月1回は実施し、ケースの進行管理を適切に行う。 ③児童虐待発生予防の為にポピュレーションアプローチ（BPプログラム）及び虐待には至っていないものの、育児不安や育児困難感の高い層へのアプローチ（NPプログラム）を継続する。
		社会福祉協議会	日常生活自立支援事業	京都府社会福祉協議会から委託を受けて、判断能力が不十分になっても地域で安心して暮らしていくために、福祉サービスの利用に伴う援助や日常の金銭管理の支援を行います。	高齢化に伴う判断能力の低下により、利用者に代わっての財産管理や契約代行の必要性が高まっています。当事業では対応が難しいため、成年後見制度へのスムーズな移行が課題となります。	成年後見支援センター等の中核機関設置の働きかけ。

施策3：人のつながりに支えられた要配慮者支援の体制づくり

小施策	担当課	項目	取り組み内容（事業概要）	課題（行うべきこと）	今後の方針（当面行うこと）
1 緊急災害時の要配慮者支援	福祉課	避難行動要支援者	要介護3・4・5、身障手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者手帳1級、災害時要配慮者登録台帳に登録されている方について、名簿に登録し、災害時に自治会、自主防災組織、民生児童委員などへ名簿の情報提供を行い、迅速な避難支援に繋げる。	自治会や民生委員へ名簿を提供しても、その情報が十分に生かされていない。	自治会や民生委員等へ名簿の提供を行い、平常時から戸別訪問等を通じて、つながりを持っておくこと。
	消防本部 警防課	自主防災組織	自主防災組織に対し、管外研修や各種訓練を通じて自主防災組織における知識の向上及び防火・防災の技術力の向上を図っている。	各自主防災組織で行う訓練時に要配慮者も参加する訓練を行う必要がある。また、要配慮者に焦点を合わせた避難訓練を行う必要がある。	各自主防災組織が訓練等を行う場合には、要配慮者を視野に入れた訓練を行うよう今後も提案する。
	消防本部 総務課	消防団	所轄する地域での防災・防火訓練や事業等に積極的に参加し、地域住民との連携を図っている。	要配慮者の情報共有方法や災害時の連絡体制等を確立しておく必要がある。桜が丘、光台、精華台地区での消防団員の加入者が少なく日頃からの連携が難しい。	消防団と民生委員との情報共有方法や支援時の体制を確立する。積極的に消防団員の勧誘・PRを実施し、消防団活動を理解してもらう。
2 災害時の要配慮者避難支援の充実	危機管理室	防災訓練	小学校区における防災訓練を実施。	共助の部分を取り入れていく。	避難所運営を充実する。

施策4：身近な居場所、活動拠点づくり

小施策	担当課	項目	取り組み内容（事業概要）	課題（行うべきこと）	今後の方針（当面行うこと）
1 身近な民家活用の支援策	社会福祉協議会	どんぐりハウス	精華町社協が空き家を借用し、地域住民の皆さま方にとって多様な福祉活動拠点として活用いただけるよう場所の貸し出しを行っています。	「地域拠点づくり活動」として地域福祉団体やボランティア団体に多く参加いただけるよう取り組みの周知強化が必要です。	周知の強化。
2 地域福祉活動拠点の再整備	福祉課	かしのき苑	地域福祉センターかしのき苑の運営及び維持管理。精華町ふれあいまつりの開催の支援。精華町障害児者ふれあいのつどいの開催の支援。	設備及び施設の老朽化が進んでおり、日々修繕・調整を行っている。	地域福祉センターかしのき苑の長寿命化計画を作成後、計画に基づき順次改修を進める。
		山田川さずなポート	民家を活用し、精華南中学校区での居場所づくりを行う。体操、習字教室などを行っている。	家賃や水光熱費の維持費がかかることから、補助金が無ければ運営が難しい。利用者数も少ない。	取り組みの十分な周知と広報。
	人権啓発課	人権センター	交流会館（隣保館）運営事業及び児童館運営事業。	ソフト面の事業実施を進める一方で、設備及び施設の老朽化が進んでいる。	地域住民の活動・相談拠点としての運営及び児童たちの居場所づくりのため、適切に設備及び施設の維持管理を進める。
		隣保館事業	地域住民の健康増進を図るため、健康増進法に基づく特定健診の実施。 地域住民の生活支援のため、生活・就労相談等の対応。	地域住民へ十分周知していく必要がある。 地域住民へ十分な周知ができていない。労働局等との連携を深める必要がある。	取り組みの十分な周知と広報。 労働局による出張就労相談の実施。 新たな取り組みの十分な周知と広報。
	企画調整課	光台コミュニティセンター	光台地区近隣センター内の一部を借り受け、平成4年7月に設置したコミュニティ施設であり、平成18年9月からは、効率的かつ効果的な管理運営を目指し、指定管理者制度を採用。平成31年度末までの指定管理に係る協定により、近隣住民を中心とした生涯学習団体及び各種文化サークル等の利用を促進。経年劣化や耐用年数の経過状況等をふまえ、設備及び備品の修繕または更新を実施。	高い施設稼働率を維持している一方、空調設備の他、本ホール設置当初より利用されている既設備品の中には経年劣化が目立つものがある。現在稼働する空調設備の更新が喫緊の課題である。駐車場の確保について、引き続き借地等により対応する必要がある。また、今後の恒久的な広域コミュニティ施設の配置について、検討を進める必要がある。	駐車場確保を含めた安定的運営に向けて、引き続き関係機関との協議を進める。平成30年度に空調の設備の更新を行う。その他既設備品の更新等を実施し、本ホールの運営環境を確保する。
	健康推進課	保健センター	健康総合拠点施設の整備を検討しており、これに先立って諸条件の整理と整備の基本的な考え方や施設機能の構成等に係る検討を行い、基本構想を作成する。	従来の保健センター機能を含めた健康総合拠点施設の建設・整備を図る。建設費用、用地の確保が必要。	健康総合拠点施設整備基本構想を策定し、整備に向けた計画を定めていく。
生涯学習課	むくのきセンター	平成25年度より指定管理者（精華町体育協会）が管理運営している。	(空白)	(空白)	

施策5：せいかならではの資源を生かした人のつながりづくり

小施策	担当課	項目	取り組み内容（事業概要）	課題（行うべきこと）	今後の方針（当面行うこと）
1 地域ぐるみの福祉教育の充実	生涯学習課	こども祭り	「こどもを守る町」宣言の趣旨を踏まえ、子どもが楽しみながら体験・学習し、併せて大人が規範を示すこと等を通して、子どもが社会的マナーや公共道徳を身に付ける機会とするため、地域全体が協働・連携し、様々な体験学習やイベントなどの取り組みとして、精華町子ども祭りを実施する。	利用者の拡大。内容の充実。	今年度は内容をリニューアルして、けいはんなプラザでせいか祭りと同日開催とする。
		精華町青少年健全育成協議会	精華町が「子どもを守る町」を宣言した、総意を基調として、家庭、学校及び社会の密接な連携のもとに、青少年の健全な育成を図り、望ましい環境を整え非行を防止し、豊かな心情の発展に寄与することを目的とし各種事業を行う。	地域、学校との連携。	地域、学校との連携。
	社会福祉協議会	福祉体験学習	町内の小中高等学校を対象に社会福祉への理解と関心を高めるために福祉体験学習を推進しています。継続的に福祉体験できるよう担当者会議の開催や備品の貸し出し、講師の調整等を行っています。	福祉体験学習のプログラム内容を充実させるとともに年1回の福祉体験学習担当者会議を通して、担当者間の福祉教育への意識統一を図ることが必要です。	次世代の地域福祉の担い手となる子どもたちに対して、学校と地域等が連携・協働し福祉体験学習等を実施する。福祉の理解深め、思いやりと助けあいの心が育まれることを目的に福祉教育を推進していきます。
2 自然環境や農業をいかした人のつながりづくり	環境推進課	環境ネットワーク会議	環境施策推進に伴う環境啓発事業。	担い手不足。	環境対策推進を、団体に業務委託しているため、今後も団体の活動に対し、協力して行く。
	建設課	クリーンパートナー	身近な公共施設の環境美化、保全について、町民等がクリーンパートナーとなり、ボランティアで管理することにより、環境美化に対する意識の高揚を図るとともに、町と町民等の協働による、環境と共生する安全で安心なまちづくりを推進するもの。	公園の維持管理は収益性のあるものではないため、コスト縮減が課題であり、当制度を通じて、住民との協働による維持管理体制の充実を図り、施設の適切な維持管理に努める。	ホームページや広報誌、東西連絡通路へのポスター掲示により積極的にクリーンパートナー制度をPRし、入会や新たな団体の創設を呼び掛ける。
3 健康づくり活動グループなどとの連携	健康推進課	いきいき健康ウォーク	歩数計の貸出とデータによる提供。ウォーキングイベントの実施	歩数計のデータ提供方法について検討を進める。健康ポイント事業との連携を図る	健康ポイント事業での協力・連携体制の構築
		さあ、これから塾	生きがいや活躍の場、交流の場づくり	メンバーの高齢化による活動内容の調整が必要である。	新たなメンバーを増やしていく。活動内容を調整していく。
		わくわく健康里山の会	健康づくりのための里山での農作業や保全活動	メンバーが固定化しており、活動が現状維持となっているため広がりが少ない。	新たなメンバーを増やしていく。活動内容を調整していく。